

平成23年度 第12回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成24年3月16日（金） 午前10時00分から午前11時15分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1 番	平 井 久 元
委員	2 番	田 尻 博 樹
委員	3 番	木 脇 ナツミ
委員	5 番	伊 東 里 美
委員	6 番	町 田 雄 治
委員	7 番	池 上 鉄 仁
委員	8 番	池 沢 清 良
委員	9 番	市 来 順 哲
委員	10 番	先 山 富 雄
委員	11 番	本 江 武
委員	12 番	先 間 政 美
委員	13 番	宮 當 しず江
委員	14 番	城 村 富 忠
委員	15 番	池 スミ子
会長代行	16 番	盛 山 明 雄
委員	17 番	三 原 利 昭
委員	18 番	中 瀬 秀 治

4. 欠席委員（ 0人）

委員 番

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第43号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第44号 あっせん委員の指名について
- 議案第45号 買受適格証明の発行について
- 報告第19号 農地法第3条の3第1第の規定による届出について
- 報告第20号 農地法第18条第6第の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東 正雄
事務局係長 元栄恵美子
事務局臨職 田畑真理枝

付 議 事 項	
10:00 ～	【現地調査】なし（あっせんの現地確認は4月総会に変更）
10:00 ～ 局長	ただ今から平成23年度第12回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。 はじめに、平井会長より会務報告をお願いします。
議長	それでは、前回総会から今日までの会務報告を行います。 2／28 奄美地区農業委員会連絡協議会 2／29 春植え・株出推進決起大会及びT P P 交渉参加反対集会 3／1 知名町振興審議会 3／5 地下ダム祈願祭・起工式・記念の集い 3／13 土地改良区役員会 3／15 土地改良区合同役員会
議長	これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。 それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。「異議なしの声あり」それでは、2番田尻博樹委員、3番木脇ナツミ委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の元栄氏と田畑氏とを指名いたします。以上で日程第1を終わります。
議長	日程第2、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。
事務局	議案第42号は、売買3件・贈与2件の合計5件で16,386. m²です。 【議案第42号について朗読】 農地法3条の許可要件として、取得後の農地又は採草放牧地において農業に常時従事すること。農業委員会が定める下限面積も超えていること。農地取得後のすべての農地を効率的に利用すること、また、周辺農地の集団化に支障をきたさないなどが要件で

	す。申請人の農業経営についても、農機具・労働力・技術・通作距離などをみても問題がなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
議長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
14番	1番、については、説明をさせていただきます。譲渡人と譲受人は知り合いです。譲受人はご存じのとおり知名町花卉振興会の会長を勤めながら農業を頑張っている農家です。ハウスを中心にテッポウユリとサトウキビの複合経営です。また農機具も完備しており充実した農業経営を行っています。認定農業者でもあります。ご審議をよろしくお願いします。
17番	2番、については、説明をさせていただきます。譲渡人と譲受人は知人です。現地確認しましたところ牧草が植え付けされていきました。基盤整備地区です。畜産の大規模農家でお父さんは畜産振興会の会長をしています。畜産関係の機械は全て揃っています。ご審議をよろしくお願いします。
8番	3番、については、説明をさせていただきます。譲渡人と譲受人は親子関係にあたります。作物はさとうきびを植え付けています。譲受人は兼業農家です。農機具関係は全て揃っています。ご審議をよろしくお願いします。
10番	4番、について説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は畜産専門です。農機具関係は全て揃っています。ご審議をよろしくお願いします。
13番	5番、について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係になります。譲受人は兼業農家です。作物はさとうきびバレイショを耕作しています。農機具関係は全て揃っています。ご審議をよろしくお願いします。

議長	ありがとうございました。ただ今、事務局並び地区担当委員から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。
	(意義なしの声あり)
議長	それでは採決を致します。議案第38号2を含む農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、議案第34号2を含む農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに決定致しました。
14番	参考のためにお聞きします。4番の譲渡理由が「代物弁済」とあります。どういう意味ですか。
事務局	「代物弁済」とは、お金を借りたりしたためにお金で返せないのもので物で返すという字のと通りの意味です。
10番	入院した時お金を借りたそうです。
議長	よろしいですか。次に、議案43号、知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題とします。議案の1番から4番まで事務局から議案の朗読と説明を求めます。
事務局	今月の利用権設定は、賃貸借5件、55,722㎡です。 【議案第43号番についての朗読】 本件の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
2 番	1 番、について、貸し人と借り人は知人です。借り人は、平張ハウスでソリダゴを中心に作っています。認定農業者でもあり機械類は全て揃っています。ご審議をよろしくお願いします。
3 番	2 番、3 番について、貸し人と借り人は知人です。借り人はさとうきびを中心して他にバレイショを作っています。認定農業者であり機械類は全て揃っている。ご審議をよろしくお願いします。
1 4 番	4 番、について、貸し人と借り人は親戚関係にあります。借り人は昨年まで葉たばこを耕作していました。ご承知のとおり昨年は台風被害もありタバコ耕作を廃耕しバレイショ専作で農業に頑張っています。農機具関係についてはすべて揃っています。ご審議をよろしくお願いします。
8 番	1 番の 5 年間一括払いの理由がありましたらお願いします。
事務局	この件に関しては、借り人は和泊町出身の方ですが合理化事業を活用して利用権設定したいと話をしていたが、お父さん名義で相続登記ができていないため 2 / 1 になると 5 年間となるからこの契約になった次第です。支払いについては先に払って頑張りたいとのことです。
議長	他に質問などはありませんか。よろしいですか。
議長	それでは採決を致します。議案第 4 3 号の知名町地区農用地利用集積計画（案）については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	(挙手全員)

議長	全員賛成ですので、議案第４３号の知名町地区農用地利用集積計画（案）１号から４号については、原案どおり許可することに決定致しました。次に、議案第４３号５については、伊東里美委員が借受人と夫婦にあたるため農業委員会法２４条の規定に基づき議事参与の制限にあたります。議事進行から終了まで退席をお願いします。終了後入室、着席をお願いします。 （伊東委員退席） 事務局から議案の朗読と説明を求めます。
事務局	【議案第４３号５番についての朗読】
議長	ありがとうございました。ただ今、事務局並び地区担当委員から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。
	（意義なしの声あり）
議長	それでは採決を致します。議案第４３号５、知名町地区農用地利用集積計画（案）については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	（挙手全員）
議長	全員賛成ですので、議案第４３号５については、原案どおり許可することに決定致しました。
議長	次に議案第４４号 あっせん委員の指名について、を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局	【議案第４４号１ あっせん委員についての朗読】 小作人は〇〇氏です。申請地については全部事項証明書で確認した結果、抵当権の設定や不動産業者の介入もなくあっせん対象として適当であります。また申請人は、今後、島に帰る予定がないということで今回申請した次第です。 あっせん委員の指名をよろしくお願いします。 申請人：愛知県春日市 〇〇氏 申請地：上平川字名畠 〇〇 面積 １,８１４㎡ 売買金額 ５０万円～７０万円／反 【議案第４４号２ あっせん委員についての朗読】 小作人は４４号１同様〇〇氏です。申請地は全部事項証明書で確認した結果、抵当権の設定や不動産業者の介入もなくあっせん対象として適当であります。また申請人は、今後、島に帰る予定がないということで今回申請した次第です。 あっせん委員の指名をよろしくお願いします。 申請人：愛知県春日市 〇〇氏 申請地：久志検字前原 〇〇他８筆 面積 ７,５１１㎡ 売買金額 ５０万円～７０万円／反 【議案第４４号３ あっせん委員についての朗読】 小作人は〇〇氏でさとうきびの収穫後返すということで合意解約も済んでいます。また申請人は近々鹿児島へ移住するため早めに売りたいとのことです。 あっせん委員の指名をよろしくお願いします。 申請人：知名町大津勘 〇〇氏外１名 申請地：大津勘字出窪〇〇番外３筆 面積 ５,２７０㎡ 売買金額 ６０万円／反
-----	---

議長	ただ今の件に関して、あっせん委員を希望する方はいないですか。いないようでしたら地区の担当委員にあっせんをお願いしてよろしいでしょうか。
	(意義なしの声あり)
議長	議案第４４号１と４４号２については、宮當委員と城村委員、議案４４号３については、伊東委員と町田委員にお願いします。
７番	今、耕作している人が買うということはないですか。
事務局	３件とも耕作者が買う予定はない。
８番	４４号の１と２は兄弟ですか。
事務局	親子です。
３番	３番の小さな所は荒れているのですか。
事務局	実際４筆なっていますが、現地確認をしないとわかりませんが、写真から判断すると５１０番と５２２番が畑で４９８番と５３１番については山林に見えるかもしれない。もし山林の場合はあっせん対象から除外します。
議長	よろしいですか。次に議案第４５号 買受適格証明の発行について、を議題とします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第４１号 買受適格証明の発行についての朗読】 今回の競売物件は先月２月総会にかけた分です。買い受け者は２名とも和泊町の方です。経営状況は資料のとおりです。２名とも買い受け要件は満たしております。４つの要件を検討の上、ご審議をお願いします。

	記 入札期間 平成24年3月26～平成24年4月5日 改札期日 平成24年4月12日 売却決定期日 平成24年5月24日 申請人：知名町屋者 ○○氏 和泊町根折 ○○氏 知名町余多 ○○氏 和泊町内城 ○○氏 申請地：屋者字長当 ○○－○ 面積 2,907 m² 最低売買価格 1,260,000円 申請地：芦清良字上川上○○－○外1筆 面積 2,544 m² 最低売買価格 708,000円
議長	ありがとうございました。ただ今、事務局から報告がありました買受適格証明について、質疑並びにご意見はありませんか。
16番	買い受け適格証明書の発行は土地のある地域の農業委員会で発行するのですか。はっきり言って和泊町の方なので分からない。
事務局	証明書の発行は、土地の所在地の農業委員会で発行します。和泊町の方ですので事務局で農家台帳の確認をして総会にかけます。また3条要件等も事務局で確認をしています。
16番	条件的には分かるが、心情的には今後何かあった場合、担当地域の方が和泊町へ行くとか。またなぜ売なのか。貸すのか。農業委員として認めざるを得ないのか。
事務局	3条の取得要件がありますとおり、おっしゃる意味は分かります。また逆の場合もあります。これまでは県の許可となっていました。去年の4月の権限移譲によって農業委員会許可となっています。今回、知名町の総会にかかっている状況です。
16番	条件に合えば断ることができないでしょ。
事務局	条件に合えば断ることはできません。
16番	否決する理由があれば教えてほしい。

事務局	本人が所有している農地や借り入れ地などを効率的に利用していない場合や荒れ地をしているところがあれば、また周辺農地との調和が取れない場合には否決をすることができます。
7 番	議題にあがると言うことは資格があるということであがっているのですか。
事務局	事務局としては、受付の段階で確認を取ります。申請書の中身に間違いがないかどうか。また周辺地域との調和がとれるのか。また基盤整備地区などでは共同作業ができるのかなどの確認をとって議案計上しています。
7 番	そこまで事務局で確認を取っているということでしたら分かりました。
議長	他に質問はありませんか。よろしいですか。それでは採決を致します。議案第 4 5 号買受適格証明の発行については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、議案第 4 5 号、買受適格証明の発行については、原案どおり許可することに決定しました。次に報告第 1 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 第の規定による届出について、を議題とします。事務局より報告の朗読と説明をお願いします。
事務局	【報告第 1 9 号について、朗読説明】 今月の相続登記は 1 件です。 赤嶺字赤嶺原〇〇番外 7 筆 兵庫県 (〇〇氏) 幹旋なし
1 4 番	あっせんなしと言うことですが 2 番から 8 番までは利用権設定されています。借り手の方が合意解約をしたいそうです。相続者としては借り手がなければ荒らしてもいいとの事です。どういうふうに処理したらよいか。
事務局	合意解約をしたい理由は

14番	被相続人とお祖母さんとの関係から今日まで借りて地代を払って生活ができるように協力してきた。子供の代になって付き合いもないし自分たちが借りる必要もないということで解約したい。今後遊休農地になる可能性もある。
事務局	遊休農地になると困りますので事務局から手紙を出して確認したい。
議長	ありがとうございました。次に報告第20号 農地法第18条第6第の規定による通知について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。
事務局	【報告第20号について、朗読説明】 今月の合意解約の申し出は1件・5,270㎡です。 大津勘字出窪〇〇番外3筆 合意解約日 H24.2.23
事務局	この土地については、さとうきびを収穫後に返還するということです。
7番	直接、農業委員会に来て解約手続きをされたのですか。
事務局	「はい。」農業委員会で手続きをされています。
議長	ありがとうございました。ただ今、事務局より報告がありました合意解約について、他に質疑並びにご意見はありませんか。
議長	よろしいでしょうか。これをもって報告を終了します。
議長	その他に入ります。その他で何かありませんか。無いようでしたら事務局よりお願いします。
事務局	(1) 「新規就農者調査書の回収について」・・・農政課 (2) 次回総会・・・平成24年4月18日(水)午前10時より

議長 11:55	以上で、平成23年度 第12回知名町農業委員会定例総会はこちらをもって閉会いたします。ご苦労様でした。
-------------	---

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成24年3月16日

議長 平井 久元

署名委員 田尻 博樹

署名委員 木脇 ナツミ